

大阪戦略調整会議 準備会議

〈議事録〉

■日 時：平成27年9月24日(木) 9:31～10:52

■場 所：大阪府庁本館3階 特別会議室(大)

■出席者：今井豊会長、木下吉信副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、竹山修身委員、
(名簿順) 浅田均委員、花谷充愉委員、林啓二委員、大毛十一郎委員、山中智子委員

(今井会長)

おはようございます。ただいまから大阪戦略調整会議の準備会議を開催させていただきます。

この会議については、次回大阪会議を一刻も早く開催して、議論を少しでも前に進めるため、大阪会議は首長と議員から成る会議であることなどを踏まえながら、3首長と各派代表者にお集まりいただければと思い、私が呼びかけ人となりまして、次回大阪会議の準備会議、いわば代表者会議として皆様にお集まりいただきました。

本日はこうした趣旨にご賛同いただき、まことにありがとうございます。

会議といたしましては、お手元に配付の次第のとおり、ご協議をいただきたいと思っております。

1つ目は今後の大阪戦略調整会議の運営に関して、2つ目は代表者会議の設置に関して、3つ目には、第3回会議における議題提案の進め方について、ご協議いただきたいと考えています。

なお、本日の会議については報道公開とさせていただくとともに、後日議事録をホームページにて公開させていただきますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、早速でございます。会議の運営、代表者会議に入らせていただきます。

本日の議題に入らせていただきます。

今後の大阪戦略調整会議の運営についてと、並びに代表者会議の設置についてを一括してご協議をいただきたいと思っております。

お手元の資料1-1と1-2をご覧くださいと思います。

第1回大阪会議では、規約と会議の運営に関する申し合わせ、議題の提案方法などについての会長提案をお示しして、それらを会議運営のルールとしてご協議いただくこととしていましたが、今回はそれらを1つに整理をさせていただきました。大阪戦略調整会議の運営について、あくまでもこれはたたき台です、お示しさせていただいております。

本日はこれをもとにご協議をいただいた上で、皆様で申し合わせていただければ会議運営のルールにできるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、簡潔に資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1、大阪戦略調整会議の運営について(たたき台)をご覧くださいと思います。

主な項目について説明をさせていただきたいと思っております。

会議の開催については、会議は条例第8条第2項に基づき、定例会として年4回実施す

ることとして、4月、7月、10月、12月に開催をするということとなります。ただし、これによりがたい場合は、別途会議において決定をしたいと思います。

なお、定例会の会期は、議題を踏まえ、各定例会の第1回会議で決定することとしたいと思います。

次に、会議の公開については、会議は公開として、傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信して、配付資料、議事録は公表するしたいと思います。

次に、会議の進め方については、会議は、条例第7条第3項に基づき、会長が議事を進行することとしたいと思います。

会議の会期、議題の選定、議題の協議順位、議題の協議方法については、下記の代表者会議に諮って決定することとしたいと思います。ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき会議で決したいと思います。

ここで、資料1-2の代表者会議設置規程（案）をご覧くださいと思います。

主な項目についてご説明をいたします。

まず、第2条関係については、代表者会議では、会長による大阪会議に係る議事整理に資するため、大阪会議の会期（期間及び日程）に関して、議題の選定、議題の協議順位、議題の協議方法などについて、協議・調整するとなっております。

次に、第3条関係については、代表者会議は、首長と会派から推薦のあった委員から成る会議であり、会長、副会長、首長（府知事、大阪市長及び堺市長）及び各会派から推薦のあった委員5人の計10人で構成することとなっております。

次に、第4条の関係ですが、代表者会議の招集は会長が行うこととなっております。ただし、会長、副会長を除く首長及び会派推薦委員のうち2分の1以上、すなわち4人以上から招集請求があれば、会長は会議を招集しなければならないとされています。

次に、第5条関係については、代表者会議は、会議公開の原則に則り、原則として報道に公開することとなっております。

最後に、第6条関係については、代表者会議の議事は、構成員の意見を聴いて、会長が取りまとめることとなっております。ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき大阪会議本体で決することとなっております。

お手数ですが、資料1-1、大阪戦略調整会議の運営について（たたき台）に戻っていただきまして、上から4つ目、議題の提案方法ですが、議題は、委員たる首長及び議員が提案することとなっております。

次に、議題の取扱いについては、原則、定例会ごとに議題設定、取りまとめを行うこととなっております。会議は委員間協議を基本として、取りまとめについては会長が会議の方向性を取りまとめて確認することとし、必要がある場合には、条例第8条第4項に基づき会議で決することとなります。ただ、一つの定例会で取りまとめに至らなかった議題については、次回の定例会で継続して協議を行うこととしております。議題によっては、年間を通じて協議を行うことも考えております。次回定例会の議題は、各定例会の最終回で決定しておく必要があると考えております。

最後に、委員の出席については、委員の代理出席は認めないこととしております。

以上が会議の運営及び代表者会議設置規程に関しての説明となります。

それでは、早速ですが、委員の皆様でご協議いただきたいと思います。

これまでのところでご質問及びご意見、意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

橋下委員。

(橋下委員)

問題点2点、指摘をさせていただきます。

まず1点なんですけれども、会長の議事整理権について再度、もう一度確認をさせていただきます。こちらの方のたたき台では、会議の進め方で、代表者会議に諮って決定すると、まず会議の運営についてですね。次なんですけど、ただし書きですが、議事がまとまらないときは、条例第8条4項に基づきということで、これは本体の会議でのいわゆる多数決で決めるというふうになり、代表者会議の設置規程の方、資料1-2の方も、6条の方ではただし書きで、議事がまとまらないときは、条例第8条4項に基づき大阪会議で決する、これは本体の会議で決めることになっています。

ちょっと資料を作ってきましたので、ご確認いただきたいんですが。

我々、選挙で選ばれた議員が集まる会議体ですので、国会法を参照に、国会法がどういう規定になっているかといいますと、国会法の55条の2の第1項によると、議長が議事の順序その他必要と認める事項、これは会議の運営事項ですけれども、それについては議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員、これは国会での話ですが、一定諮ると、協議はすると、しかし、その場合においてその意見が一致しないときには、議長はこれを裁定することができる、議長に裁定権が与えられているんです。

これは選挙で選ばれた公選職の会議体の中で、民主的正統性を有する議長は一定の重みがあるわけです。ですから、協議はまずしますと、議事運営については。だけれども決まらない場合には議長が裁定権を有するということが、もうはっきりと国会法に明示されているわけですね。これとの違いを、地方議会でなぜ違うのかの論理を、ずっとこの議事整理権の中に、運営に関する事項についての決定権は会長にあるんだということを僕は言い続けてきたんですが、それを認めない側の方はなぜこの国会法のたてつけと違うのかということを引きつと説明をしていただきたいと思います。

すなわち議事というものと、議事の順序と会議運営に関する事項というものは、これは別物です。法の建前上ですね。これは別物にしてあって、両者分けて、当然議事は会議体の多数決で決める。これは当たり前です。これは憲法56条の2項で議事は多数決で決めるとなっている。ところが、国会法の方では、議事の順序と議事の順番とか会議運営に関する事項については、これは国会の多数決で決めるのではなくて、議長の裁定で決める。もちろん協議はします。協議でもなお意見が一致しない場合には議長が決めるということをはっきり明示しているわけですから、これは国会法のこの趣旨を当然この会議体にも、今回の大阪会議にも妥当させるべきだと考えております。

そしてもう一つが、重大な欠陥があります。こちらの大阪会議には意思決定において重大な、これはもう大阪会議が成立しないぐらい重大な欠陥があります。

これは大阪会議の問題点なんですけれども、大きな問題点は、大阪会議の会長に1票の権利がないということが非常に問題です。といいますのも、これは地方議会の慣行に基づいて、議長には1票がないと、可否同数の場合だけ1票があると。何の考えもなしに多分

今そうなっていると思うんですけれども、なぜ議長に1票が与えられないのかという、可否同数のときの裁定権というものがきちっと法律上明示されているから、議長には1票が与えられていない。どういうことかという、憲法の56条の方にも、可否同数の場合には議長が裁定しますよと。それから地方自治法の116条にも、可否同数の場合には議長が裁定しますよと。

それを受けて、地方自治法の116条の2項に、可否同数の場合の議長裁定権があるから、まずは1票は行使させませんよと。というのは、1票を行使させてしまうと、1票の権利と可否同数のときの議長裁定権と2票与えられることになってしまうので、これは1票、まず最初に与えませんかよと、可否同数のときの議長裁定権だけですと。

すなわち、きちっと可否同数の場合に議長に裁定権を渡すんだから、最初からの1票はこれは与えませんかよということをきちっと地方自治法では法文上明示してあって、それで議長の方には1票が与えられていない。

今回大阪会議の条文を見ますと、可否同数のときにどうするかということは一切書いていません。可否同数のときの会長裁定権というものは明示されていませんので、そうであれば、会長に当初よりの1票を与えるという扱いにするのがこれは当然のことであって、会長もこれは府議会議員であり住民代表なわけですから、1票の権利を行使するというのは当然であります。

ですから、この2点についてははっきりとさせておきたいというふうに思っております、会長の議事整理権については、国会法55条の2第1項、それから、会長に今、当初より1票の権利が与えられていないということに関しては、地方自治法116条の規定の趣旨から考えて、これは問題だというふうに考えますので、まずこの点についてしっかりと議論させてもらいたいと思っております。

(今井会長)

今、橋下委員の方から、会長の1票の権利並びに会長の議事整理権についての問題提起がございました。何かご意見。

浅田委員。

(浅田委員)

僕も同じことを言おうと思ったんですけれども、要するにこの進め方ですね、たたき台の重要なところは3項目の会議の進め方と提案方法と議題の取扱い、ここに収れんされると思うんですけれども、1番目に、会長が議事を進行するとしか書かれていないんですね。進行していて、決定に関してどういうことかという、代表者会議設置規程の2条で、議事の整理に資するために協議・調整すると。代表者会議というのは協議・調整するところで、そこで決まるということよりも決まらないということを想定して、それをどないするかという会議で決めるということになっていますから、今橋下市長がおっしゃったように1票を持っていないと。1票を持っていないし、議事整理権もないと。これは公選職として、おっしゃったように、1票持つかあるいは議事整理権を持つか、どっちかなんですよ。議事整理権を持っているから1票がないという解釈は成り立つと思います。でも、単に進行するだけで、議事整理権は会長になくて会議にあるということで、著しく会長の存

在がないがしろにされているという部分が非常に気になりますので、会長に1票があるんか、あるいは1票はないけれども、議事整理権は会長にあるんか、そういうところの整理をする必要があると思います。

(今井会長)

ほか、ご意見ございませんか。

花谷委員。

(花谷委員)

たたき台作っていただいた会長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

(今井会長)

基本的に今言われるように、前からこのことは議論になっていたもので、自分としては当然言われるような1票の権利、個人、議員として選ばれているので、議員としては当然1票の権利は行使できるというようには考えています。それとあわせて、可否同数になったときは、議場でもそうですが裁定権が認められているということも、それをあわせて、ある意味で当然のことではないかなというふうには思っております。

(花谷委員)

市長がおっしゃった1点目については。

(今井会長)

1点目とは。

(花谷委員)

会長の議事整理権が国会法がどうのという。

(今井会長)

議事整理権については、これは議長としては、当然議事整理権は存在するというふうに考えているので。

(花谷委員)

いや、このたたき台にはそのようになっていないので、これ会長が作られたたたき台ですから、これを作られたときの思いを市長にお答えいただいたらどうでしょうか。

(松井委員)

これ、たたき台は、今までの問題点を整理したペーパーであって、会長の思いが入っているものでも何でもありません。問題点を整理しているだけなんで。だから、このたたき台で、会長案で出しているわけやないのになぜ会長の考え方を聞くのか。その意味が分からない。このたたき台は、今の問題点を整理した単なるペーパーじゃないですか。だか

ら、会長のたたき台ではなくて、自民党としての考え方を言えばいいだけ。

(花谷委員)

いやいや、会長がまとめてたたき台として私たちに持ってきてくれはったので、会長のお考えを聞きたい。

(松井委員)

会長がまとめたというか、単なる問題点の整理ペーパーだから。意味が分からない。

(花谷委員)

それは会長に聞いてくださいよ。

(橋下委員)

そもそも会長に議事整理権というものが与えられていない中で、会長がたたき台をまとめることすら本来できないはずですから、これはあくまでも会長が司会役としてみんなの問題意識をまとめたものなので、それぞれの問題意識を語ったらいいんじゃないですか。

一言言わせてもらいたいのは、僕はこの手続問題を早く決着させて議題に入りたいんですよ、議題に。ですから、何も無理難題を言っているわけではなくて、国会法というものについても、国会法、公選職の集まりの国会法でも議長には裁定権が与えられていますよ。会長の考え方と少し僕が違うのは、会議体での1票と議長裁定権は並立はしません。どちらかです。じゃないと2票持ってしまうことになるので。

ですから、会長は先ほど1票も持ち裁定権も持ちと言ったんですけども、それは多分法律上認められないと思いますので、どちらかだと思うんですね。ですから、あとは自民党や維新の会以外の皆さんが通常の常識に照らして、議長に議事整理権としてきちっとそういう決定権を渡すのか、ないしはその1票の権利を渡すのか。そうでないと会長は……

(花谷委員)

どちらかを選べということですか。

(橋下委員)

いや、でもこれは通常であれば1票の権利でいいと思うんですよ。ここ何も、どちらかといえどというか、法文上、議長裁定権はこの大阪会議は定められていないので。

(花谷委員)

いや、ちょっとお話の最中……

(橋下委員)

いや、ちょっと待ってください。まだ終わってないので。

何かというと1票を持つことが原則なので、1票を奪うのであれば法文上それを明示しなければいけません。ただ、大阪会議の条例では、会長の1票を奪う、そういう法文上の

規定がありませんので、地方自治法の116条の2項では、議長は議員として参加することができないとはっきり書いています。その代わり議長裁定権がありますよと。今回はそういう規定がありませんので、会長にしっかり1票があるということを、条例には何にも書いていないので、当然、会長に1票があるという前提で進めるということさえ確認できればそれでいいと思うんですよ。

(花谷委員)

今2点目はこのたたき台に書いていないので、会長の思いは別に聞かなくてもよかったんです。ただ、たたき台に書いてあるので、私たち、多分皆さんそうやと思うんですけども、会長から指示があつて説明に来ましたということで、我々事前にこのペーパーもいただいて説明を受けていて、今日も会長からお話があつたので、特に会議の進め方、7条3項と8条4項、特に会長の議事の進行についてのところは、これをまとめはつたときの思いは聞かせていただきたい。その後、我々も自分の思いをお伝えしたいと思っています。

(竹山委員)

基本的には自治法104条、議長の責務のところから類推解釈していかんとあかんというふうに思いますね。議長の権限として議場の秩序を保持して議事を整理するとしっかり書いていますので、今井会長の権限はその権限を類推適用していかんとあかんというふうに思います。

そして、自治法の逐条解説によれば、議事整理に必要な議長の権限として、議員の出席催告、長その他の執行機関の構成等に関する出席の要求等があるが、その他一般に、議事の整理に必要な権限、例えば議員の発言を許可して採決の方法を決定するなど、全て議長の権限に属するものであって、具体的に会議規則に規定されなければならないというふうに書いていますね。それが基本的な考え方ですね。だから、そういうことはやはりここにきちっと書けばいい話であつて、我々は一刻も早く本来の議題に則つて議論するのが先ですので、そのあたりの整理をしていただきたいというふうに思いますね。

(今井会長)

ほか、どうですか。

(松井委員)

だから、今の竹山市長の話ではどっちなんですかね。この会長に議事整理権と1票を渡すということを書き込んでいいという話ですかね。

(竹山委員)

いいと思いますよ。書き込めばいいと。ただ、議事整理権の範囲というのはありますから、議長の権限を踰越、濫用するようなことはあつてはならない。それは思いますね。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

堺の市議会でも同様の条例が出てきておって、そこにはそういうことを明示されていないんですけども、何ですか。

(竹山委員)

それは提案した人に聞いてください。

(浅田委員)

そしたら、そこに書かれていないと。市長はどうされるんですか、それに対して。

(竹山委員)

それについては、本来は自治法やその他に則ってやるべきでしょうね。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これ整理しなきゃいけない。竹山市長はちょっと勘違いされているところがあると思う、勘違いというか、話が今錯綜しちゃっているんですけども、会長の1票の権利は、これは条文上何も規定がなければ1票は認められるんですよ。だから、まずそこを、条文上1票をなくしますよと、竹山市長が今、地方自治法の104条は議事整理権の類推解釈と言いましたけれども、議長1票については、地方自治法の116条の2項に、明確に、議員として参加することはできないというふうに規定があって、議長1票が奪われているんです。ですから、大阪戦略調整会議の条例には、議長に1票を与えませんよということを書いていないので、議長1票があるのは当然なんです。それを思考停止してしまって、地方議会の方で、地方自治法116条の第2項があるから、それで議長1票がないので、それをそのまま大阪会議の会長にも当てはめてしまったらこれは大間違いです。

ですから、大阪戦略調整会議の条例には、会長には1票を与えませんよと、こういうことは書いていませんので、可否同数のときの議長裁定権もきちっと明示されていませんし、それとの引きかえに会長の1票を奪いますよという規定がないので、まずここは、会長の1票があるということは当然のことだということは、まず確認しなきゃいけないと思うんです。

これを、今度28日ですか、大阪会議があるときに、議員メンバーみんなで地方自治法の116条の2項をちゃんと頭にたたき入れて、会長には1票があるんですよと、会長の権利を奪う規定は大阪会議の条例にありませんので、まずここを確認しましょうと。

次、議事整理権については、これは竹山市長は地方自治法の104条の類推と言いましたけれども、当然国会法の規定というものも念頭に置いて地方自治法を解釈しなければいけませんので、これは国会法には、先ほども言いましたけれども、明確に55条の2第1項には、議長は議事の順序その他必要と認める事項について、一定協議はするけれども、

最後意見が整わない場合には議長の裁定に委ねますよということになっていますので、地方自治法の104条の解釈の中に、国会法の55条の2第1項の規定というものの趣旨も十分酌んだ上で議長にきちっと会議運営の決定権を与えると。

ですから、まず会長には1票があるということは、大阪会議の条例には1票を奪う規定がないので、まず1票があるということは前提に、さらに議事整理については地方自治法の104条と国会法55条の2第1項によって、その会議運営の決定権があると。両方あると。ただ、可否同数の場合の裁定権はこれはないと。そういう規定が、可否同数の場合に裁定するという規定が条例にありませんので、それはない。ですから、1票と議事整理権というものがしっかりあるということは、これはしっかり確認はしなければいけないことだと思っています。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

とにかく、先に会長の思いを聞かせてくださいよ、これ作ってこられたわけで。それから今市長がおっしゃっている2点について、私は考えを申し上げたいと思います。

(今井会長)

ほか、ありますか。

はい、どうぞ。

(大毛委員)

今会長の方から、先ほど聞かれたときに、議事整理権も必要であり、そして、あと可否同数の場合の議長の……

(今井会長)

個人的にはね。

(大毛委員)

個人的に、あるというようなことを今申されたんで、それは2つとも有効にしてほしいという希望なのか、そこら辺はちょっと確認したいですね。

(今井会長)

できましたそれは私の希望ですけれども、ただこの場ではそういう、今日は方向性を確認していただけたらと思っているので、その方向に基づいて進めたいと思っています。

(竹山委員)

議事整理権の内容について、規定の中に落とし込むべきやというふうに思いますよ。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

規約を定めるには、最後は議事なので、本体会議の方の多数決によることになると思うんですが、そのときの会長の1票というものは、これは重要ですので、先日の会議では会長はそのときの採決に加わらなかったと思うんですけども、どこにも大阪戦略調整会議の条例には、会長は採決には加われないという規定がありませんので、会長が採決に加わるということを前提に……

(花谷委員)

いや、書いてあるよ。各団体で議事整理するとき入れるよな、会長。

(今井会長)

それは事務方、どう。

(事務局)

前の規約では、会長の議事裁定権を与える代わりに、表決権をなくすという形を入れておったんですけども、その規約自体がこの間、成立していないので、今は条例に戻っていると。条例でいえば、そういう規定は今入っていないので。

(花谷委員)

議事整理権を与えないから1票を与えるという考えやね。前の規約から抜いた……

(橋下委員)

議事整理権じゃなくて、可否同数の議長裁定権です。

(花谷委員)

いやいや、議長裁定権というのは、全体30人で議決するときには必要かも分かりませんが、それは何も書いていないわけで、今は会長が1票あるのは、大阪府という団体の中での1票はあるんですよ。だから、市長がおっしゃっているのは、ちょっと会長の意見を聞いてからですけども、この2枚はすごく矛盾する2つだと僕は思うんですよ。我々の考えは、各団体でそれぞれ多数決をやるというてあるわけです。会長の1票は初めからありますよ、そういう考えからいうと。

(橋下委員)

全体については……

(花谷委員)

全体についてはどこにもないじゃないですか。30人で多数決をすることについて、み

んなが反対したじゃないですか。だから、そんな、市長がおっしゃっているようなことはないんですよ。市長が想定されているような場はないんです。

(橋下委員)

そしたら、議事整理権。だから議事整理権の話。

(花谷委員)

それは会長の意見を聞いてから考えを申し上げます。

(竹山委員)

会長は大阪府の委員の1人なんですね。

(事務局)

すみません、先ほどのを正確に言わせていただきます。

元々の規約にありましたのは、会長が属する団体の議決が可否同数のときは当該団体に係る議決は会長の決するところによると。前号本文の場合においては、会長は委員として議決に加わることはできない。だから、各団体ごとの採決の議長採決権という形になります。だから、全体というよりは各団体ごとの委員という形で、成立しておりませんけれども前の規約ではそういう形にさせていただいております。

(橋下委員)

今回はだからその規約は飛んだので、そしたら会長には1票が当然あるわけですね、各団体ごとに。

(事務局)

今は条例上は何も書いていないという状態です。

(橋下委員)

だから、その確認なんです。前回規約ではそういう形で、だから確認なんですよ、僕言っているように。だから、前は規約で、会長が属する団体では可否同数の裁定権があるから1票がなくなっていたわけですよ。でも、その規約がないんで、今回は会長が属する団体の議決においてもちゃんと1票ありますよということをちゃんと確認しましょうという、それだけです。

(花谷委員)

第1点目、会長から考えを聞かせていただきたいのと、その後私の、何度も申し上げますけれども、結論を導く前には意見を言いたいですし、条例、元々起案をさせていただいたのが私たちですので、私たちがどういうつもりで条例を作らせていただいたかもお伝えをしたいと思います。条例のこういう文字はこういう気持ちで作ったというのを伝えたいと思います。

(今井会長)

今ちょっといろいろ話が出ていますけれども、議事整理権に関してなんですが、条例第7条第3項では、会長は大阪会議の議長となり、議事を整理するというふうに規定されています。それに沿って、円滑な会議運営のため、会長には議事整理権が付与されているものと認識はしています。なお、会長の議事整理権の権限の範囲については、会議でこれは決めていただくものというふうに認識しています。そのため今回、会議運営についてのたたき台を示させてもらっているんですが、先ほど橋下委員からの話で、議事の採決において会長は1票を与えるべきと、これは当然のことということとなっておりますというのについては、そのとおりというふうに解釈しています。

(花谷委員)

じゃ、その上で。

多分、会長がこのたたき台を作られたときは、この前の再議で松井知事と私のやりとりを聞いていただいた上で作られたんだと思います。その上でさらに不十分だと思ったのは、会議の公開について、会議については公開すると書いていますけれども、これは再議のときに松井知事に聞きました。公開というのは、知事の自治権侵害という言葉は知事は使いはりませんでしたけれども、私から改めて自治権の侵害という言葉を使いましたけれども、自治権の侵害に当たるんですかと、この公開否かということについては。それは当たると。だから、これは諮ってくれということですね。それぞれの各団体の過半数で諮ってくれということなんです。

同様に、会議の会期、議題の選定、議題の協議順位、議題の協議等々、8条4項の5号全てについて、各団体で諮っていただきたいと。それは会長が、暴走というお言葉を使わなかったか、また議事録、今日、準備しておいてと言うたんで、議事録のコピー出してほしいねんけれども、明確に再議理由に出してはるんですよ。だから、松井知事、首長の権限、もしくは我々議員も、それらについては全て会長に全権与えるわけにはいかないという認識で一致していると思います、府議会で。

これは、我々が条例を作らせていただいたときに、当初から第1回のときに市長から私に対して質問がありましたように、7条の3項、それと8条の4項、これは法定協議会で、やっぱり嫌な思いをしたから、これは会長に全てを与える、総理するようなことはやめましょうと、きちんと会議に諮って物事を進めていただきましょうと。

大阪会議というのは、多数決で物事を決めるよりもきちんと話し合いで一定の方向性を確認し合って、府、市、堺がそれぞれ大阪のために物事を進めていただく、そういうツール、機関なんで、できればそういう多数決でないような形で、会長も余り勝手な進行をしないように枠をはめたものです。

ですから、条例を作った者のそもそもの思い、それとこの前、再議理由として、松井知事に何度も重箱の隅をつつくなどもおっしゃられましたけれども、私たちは正確に、先ほど竹山市長がおっしゃったように、会長に与えるべきものは何かということを知事に質問をして、ここに明記されているもの全て、会長に全て与えてはいけないとおっしゃっています。

なぜか。いろいろ議論をしました。会期は何月何日にします、もしくは議題はこうしますと言ったときに、会長に全部の権限を与えていたら、知事は自治権の侵害に当たることを宣言されたらどうしますかと聞いたわけです。今橋下市長がおっしゃっているように、会長に全てを与えちゃって、ここで全然まとまらなかった、採決をとってもうまくいかなかった、でも会長がこうすると言ったことが自治権の侵害になったらどうしますのと聞いたら、いや、それは各団体の過半数で決したらいいじゃないかと、これが再議理由だったんです。だから、今こういうことをおっしゃっているのは非常におかしい。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

花谷委員はそもそもこの会議の目的をまず理解をされていないと思います。要はこの会議は、現在の条例と、今まで代表者会議、準備会議という、そういう今までのやり方では、大阪の課題を解決するための議題すら上がらなかったと、テーブルに、その問題点をこの会議で解決しようというのが今日の代表者会議と言われるこの会議なんです。だから、その問題点はどこにあるのかということになれば、僕が重箱の隅をつつくなというのはそういうことで、要は会長の議事整理権として、議題の決定権、それをいつまでに議論して答えを出すのか、答えを出したところで、実際にそれが大阪府と大阪市がそれに従うという、そういう義務も負いません。

でも、大阪会議としてこういう考えですよというのを一度表に向けて表明をしていく、そういう表明の場所なんですね、大阪会議というのは。だから、その表明までいくのには、会長に議題の議事整理権が要ると。議題を選ぶ権利も会長に要ると。でないと、何を議論するかをまず議題を乗せるところまででもめてしまって、一切前へ進まなくなる。一切前へ進まなくなるのが問題だという意識は持っているんでしょう。じゃ、議題の議事整理権を会長に渡せば、物は進むじゃないですか。そのための会議をやっておるんです。

(花谷委員)

会長、今ちょっとペーパーを配ってもらったんで説明をさして……

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

まず1点。花谷委員、これ、大阪会議の問題点を僕がさんざん言ってきたのは、大阪府、大阪市、堺市の3つの団体がそれぞれ集まって話し合いで解決する、全て話し合いで解決するのは無理ですよということで、僕は大阪都構想、広域行政は組織を一本化しましょうと言ったんです。まさに今、花谷委員は、大阪府議会の話を幾ら持ち出されても、僕は松井知事が何を言おうがそれは知りません。僕のペーパーは僕の名前で出しているんです。矛盾しますよと言っているのは、まず花谷委員は、松井知事の発言と僕の発言が矛盾しま

すよというふうに言っているのは、それこそ大阪会議の欠点なわけです。これは矛盾して当たり前なんです。考え方が違うんです。

だから、ここで理屈をいろいろ議論するのに、今府議会での議事録なんか出されても僕は知りません。だから、僕のペーパーについてきちんと回答をいただきたいんです。松井知事がどう言っていたかという話ではなくて、竹山市長は規約に落とし込むべきだと言う、僕は規約に落とし込まなくても、国会法についてきちんと議長に、議事の順序についても議長に裁定権がある、もちろん協議はしますよ、当然一定まず協議はするけれども、意見の一致を見ないときには議長が裁定をするという規定が国会法の55条の2にきちっと定めてあるので、竹山市長は規約に落とし込むべき、僕は議事の順序とかこういうことについては、もう規約なんかには落とし込まなくても国会法をそのまま準用すればいい、その考え方について松井知事が発言していたかどうかということは関係なく、きちっと理屈で答えてもらいたいんです。今これ、府議会の議事録出されても、これはもう僕は知りません、府議会での議論なんていうのは。

(今井会長)
花谷委員。

(花谷委員)

市長と松井知事は同じ政党で、2人一緒に全ていろいろやってこられて、ここへ来て府知事と市長は違うんだと言われても非常に困ります。

ここでご覧いただいたらいいように、このペーパーの下、松井知事の2行目のところから見てくださいね。「会長の議事整理権、そしてあまりにも会長の横暴な会議運営であれば、各議会の過半数でもって、それを止めるわけです。そのルールの中で、是非、前を向いて、大阪会議に、自民党の皆さん出てきていただいて、将来に向けて」と、こうなっているわけで、これは私たちがそもそも条例を作らせていただいたときの思いですので、今回も松井知事がそうおっしゃる、つまり維新の会の皆さんも同等の思いだと思って、我々は出てきています。

(今井会長)
橋下委員。

(橋下委員)

これ今、松井知事と僕を同一視するという話をしたら、それを言い出したら……

(花谷委員)
同一視していない。

(橋下委員)

公衆衛生研究所とか環境科学研究所については、自民党の府議会では賛成しているものも市会では反対しているわけです。だから、自治体というものが3つあるというのはそう

ということなんです。だから、それを解決しようというのが大阪都構想であって、これは松井知事の発言があるからといって、これは何も維新の会の発言ではありませんので、これは大阪府知事の発言ですから、僕自身が言っている議事整理権について、議事の順序については議長が決すると、きちっと国会法に定めてあるので、なぜその国会法の趣旨がこの大阪会議に妥当しないのか、その理屈を教えてくださいなんです。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

何度も申し上げてきました。我々この大阪会議のそもそもの条例に今基づいてこの会議も開かれていると思うんですけども、そういうふうに違法な点があるんだったら、なぜ再議をされなかったのですかというのが1点。

それともう一つ、我々はこの条例を作らせていただいたときに、前例を思い描きながらそういうふうにならないようにという思いで作らせていただいた。そういう意味では、ご質問させていただいておれば、維新の会の方々等々に、そこに問題を感じておられるんですたら、会長の議事整理権についても、そういう質問をしていただいていたら、既にきちんと答弁していたと思います。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

この会議のそもそものを花谷委員がよく分かっていないようなので、昔に議会でこう言うたじゃないか、それからあの委員会で答弁に立ったとき維新側からこういう質問をしたじゃないかと、昔話を今してもらっても困るんです、時間もあるので。要はこの会議に出てこられているということは、皆さんに確認したいんですけども、本当に大阪の二重行政の問題点をテーブルに上げたいんですかということです。上げる方法はどうなんですかと。それぞれがこういう話をテーブルに上げたいということをそれぞれお持ちだと思いますけれども、それを全部本体会議の中で採決をすれば、採決でどれかに決めようとするれば、ルール上議題すら決まらないのが延々と続きます。

(花谷委員)

そんなことはないです。

(松井委員)

延々と続きます。だから、皆さん、いや、決まらなかったんです、この間に。前回決まらなかったし、自民党は決められようとする欠席したという事実なんです。

(花谷委員)

決めたくないだけや、そんなことない。決まる。

(松井委員)

事実に基づいて物を言ってください。事実に基づいて。

だから皆さん、本当にテーブルに乗せたいんなら、会長の議事整理権の中で議題決定権が会長にあると。その議題について賛成、反対はそれぞれ最後に意思表示していただければいいですよ。でも、その大阪の二重行政を解消するための議題をテーブルに乗せる、そこまでは会長が議事整理権を持てば進むんです。そこまでやりたいかどうかです。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

松井知事は決まらないようなことをおっしゃるけれども、決まります。きちっと我々申し上げたじゃないですか。知事、市長たちが提案している議題の中で……

(松井委員)

じゃ、何で前回決まらなかったのか。何で欠席したのか。それを言ってから言ってください。

(花谷委員)

前は全然違う。議題の中で、再議のときにもお答えをしましたけれども、研究所のことについて議題に上がってきたら、議題にしたいと言うたら、我々は賛成します。そうすると、大阪府でも大阪市でも堺市でも過半数になるじゃないですか。決まるんですよ。進むんですよ。議論できるんです。

(今井会長)

竹山委員。

(竹山委員)

橋下市長さんがおっしゃっている会長の表決権については、この条例の中で、大阪府の中の表決権を持つと、はっきり8条4項に謳っていますので、それは解決しましたね。

(橋下委員)

もういいんですよ。

(竹山委員)

いいですね。これいいですね。8条4項、きっちり書いていますね。出席委員のうち府に属する委員には会長が含まれていますので、会長が表決権を持つんです。

(橋下委員)

いいんですね。もうここはいいんですね。

(竹山委員)

だから、全体会議の表決権じゃなくて、この中で表決権を持つというふうになっていま
すね。8条4項の表決権を持っていますね。それはいいですね。

(橋下委員)

だから前、規約では、これが可否同数で表決権はなかったんでしょう。

(竹山委員)

いや、ありました。条例に書いている。これ条例やから。

(橋下委員)

いやいや、規約のときにはなかったの。

(今井会長)

ちょっとそれ説明して。

(事務局)

規約案の中では、会長の表決権をなくす形にしておるんです。規約が今そうでないとい
うことであれば条例に戻るということになろうかと。

(橋下委員)

そういう規約だったんです、前。だからもういいんですね。

(竹山委員)

だから、次はもう一つは議事整理権。

(橋下委員)

ちょっとその確認をしてください。

(今井会長)

だから一応その確認だけ。今竹山市長の話。

(橋下委員)

まず1票あるということは。

(竹山委員)

府の中の1票はあるということですね、8条4項。

(今井会長)

それについてご異議ありませんか。

(林委員)

それは条例の中に謳われている分ですね。

(今井会長)

はい、そうです。それについては、そういうこととしてここでは確認させていただきたいと思います。

(橋下委員)

では次、議事整理権。

(今井会長)

次、議事整理権、どうぞ。

(竹山委員)

私は本日のこのたたき台と代表者会議設置規程については、基本的には賛成です。前に進めていきたい。そのためには賛成です。そして、ここで役割がしっかりと書かれています。会議においては、会長による大阪会議に係る議事の整理に資するため、次に掲げる事項について、協議・調整する。代表者会議で協議・調整するという事で、会議の会期とか議事の選定とか協議順位、協議方法、その他会長が必要と認める事項について、会長独断でするんじゃなくて代表者会議でやるということを書かれていますので、私はこれに則って今後運営すべきやというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

代表者会議で諮って決めるということは賛成です。それは賛成です。最後もう一回、8条4項に戻るというところはちょっと一旦置いておいて、まだこれ結論が出ていないわけですよ。議事整理権について会長が単独で持つのか。これ花谷委員は、暴走するのをとめなきゃいけない、暴走と言ったんですか。

(花谷委員)

いや、これは知事のこと。

(橋下委員)

それは、議題の中身については、やっぱりそれは暴走……

(花谷委員)

そんなこと書いていない。

(橋下委員)

いや、だからそれは知事の発言で、法の趣旨は、議題の中身については当然こんなのは暴走は許しちゃいけませんけれども、国会法の55の2というのは、やっぱり会議の運営については、これは暴走の問題じゃなくて、中身についてはそれは多数決……

(花谷委員)

だから、言っていますやんか。初め、そもそも条例に書いてあるんだから。

(橋下委員)

まず聞いてください。だから、会議の運営については別に議長に権限を与えるというのは、これは国会法にもそういう規定になっているわけです、会議の進め方について。ただ、これは竹山市長が言うように、前に進めなきゃいけないというような趣旨もあるので、これは代表者会議でこれ協議して、もうこれ議題の話、何をするかということ話を話して、ただし、規約のこのただし書きのところはちょっと落としておいて、まず議題について協議しましょうよ、それは。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

そもそも規約が、当初1回目のときになくなってしまったというのが一番、この会議の運営で今前に進んでいないという状況なので、今日、せっかくこのたたき台をちゃんと提示していただいたんですから、これをもとに、きちっと謳われているというふうに思っております。代表者会議の中でも、協議が調わなかったときには本会にかけるというふうな条項でちゃんとされているわけですから、会長もこれで一定、もうこの代表者会議と運営の進め方についてを一度確認していただいて、これをもとに進めていきましょう。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いやいや、それはそもそも横暴を許さないというふうに言われているわけですから、多数決の横暴を許さないと言っていることから矛盾しますよ。だから、横暴を許さないというのであれば、我々も議題について協議することは応じますと。このたたき台についても、このただし書きを除けば応じますと言っているんですから、それを一方的にこれでいきま

しょうというのは、それは違うと思いますよ。これお互い譲歩し合って、我々ももうこの議題、協議に入っていく。それからたたき台についても、このただし書きを除いては同意すると言っているわけですから一旦置いておいて、このただし書きを除いた形で規約を成立させましょうよ。あとでまたこれ、議論したらいいじゃないですか。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ただし書きのところを落としてしまって、議事の決定は、これが代表者会議になるのかどうか、次のテーマになっていますけれども、どうやって決めるんですか。

(橋下委員)

いや、もうみんなで、だからやっぱりそれ……

(花谷委員)

だからみんなで決まらなかったらどうするんですか。

(松井委員)

会長が決めればいいやん。

(花谷委員)

何も決まらなかったら……

(橋下委員)

しょうがないです。だからそれは……

(花谷委員)

だから、それがだめだということで、7条3項、8条4項にあるわけだから。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、それは立場の違いで、何も決まらなかったときには、花谷委員たちは本体会議の8条4項ですか、これで決めようというのが皆さんの考え方です。我々は会長が決めようという考え方。

(花谷委員)

いや、会長は、ここで意見がまとまらなかったら会長に決めさすんですかと明確に聞い

ているんですよ、今。

(橋下委員)

我々は会長に決めさせるべきだという考え方ですけども。

(花谷委員)

だから、それはだめだと言っている。

(橋下委員)

だめなんでしょう。そしたら花谷委員の考え方は、本体会議の方の多数決で決めようと言っているけれども、それは我々がだめだと言っているわけです。そこはもうお互いにだめだと言っている以上はそこは置いておいて……

(花谷委員)

置いておけない、非常に重要なところじゃないですか。これが一番……

(橋下委員)

だから、そしたら延々この議論になるわけですよ。延々この議論をやって、本体の議論でその議題すら話し合いができないんですよ。この話はもう横に置いておかないと……

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

花谷委員に聞きたい。会長が我々側が提案する議題の順序を決める、それだけのことをなぜそこまで否定するのか。

(花谷委員)

否定はしていません。

(松井委員)

ほんならそれでいいじゃないですか。

(花谷委員)

だから、みんなの意見をまとめましょうよと。ただ、膨大なテーマが出てきますよ。膨大な。その順位を決めていく上で、やっぱり優先順位は……

(松井委員)

会長が決めればいいじゃないですか。

(花谷委員)

会長が決めるんじゃないなくて、みんなね、おっしゃったじゃないですか、知事が再議で。ご自身がおっしゃって、会長にそれは与えられないとおっしゃったんですよ、再議で。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

僕は会長にあのとき、重箱の隅と言うたのは、会長に、要は提案する中身の話まで全て会長権限で、要は排除されるのはだめですよという話です。皆さんから出てきたやつを、我々が出した議題を。これはやるけどこれはやらない、こういうことはだめ。でも全部出たものの順位を決めるのは全然侵害をされているところには当たらない。だって、そうじゃないですか。

(花谷委員)

再議理由の一番のところですよ、それは。再議理由、ペーパーでお出しになられたじゃないですか。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

この大阪会議で、花谷委員、前提をきちっと決めなきゃいけないこの大阪会議で府議会の話をしてもしょうがないんですよ。だから、それでまとまらないというのは、僕らが大阪会議なんて何も話がまとまりませんよというのは、そういうことです。府議会の話を持ち出したり市会の話を持ち出したらもうまとまらないんで、そういうことではなくて、大阪全体の議論をしましょうよ。そして、なぜこんなにこだわるかといえば、ちょっと資料配付、いいですかね。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(橋下委員)

これ、なぜ第1回的时候に大阪戦略調整会議で、大阪都構想の対案ということにこだわったかということなんです。これに全部ここに収れんされるんですよ。ちょっと見ていただきたいんですけどもね。これ、都構想の対案という言葉にこだわるのはおかしいということを一部メディアが言っていました。花谷委員は、対案なんていうのは、これ一番最後の行に書いていますけれども、大阪都構想は住民投票で否決されたんだから、今や対案なるものはないとか、何かそういうことも言われていたと思いますよ。だから、それは言葉の問題で、大阪都構想というものがなければ対案がなくてもいいです。ただこれ、対案

というものはないですよと言っていたコメンテーターも「代案」と言えばいいんじゃないのとか、そんな言葉遊びをやっていましたよ。

僕が言いたかったのは、ここに書いてあるとおり、まず大阪戦略調整会議のいろんな規約案とか条例案、もう規約はなくなったので条例案でいいですけども、ここに二重行政の解消が行政課題となる事項について、大阪府、大阪市、堺市がそれぞれ果たすべき役割、連携の方法などについて協議するというふうに書いてあると。だから、花谷委員はこれでもういいじゃないかと言うんですが、僕は何を問題視したかという、これは例示的に示されているだけであって、必ずここで二重行政等の問題について、必ずここで協議するということがはっきり書いていなかったわけです。だから、その趣旨をちゃんと、この大阪会議では二重行政の解消ということをきちっと進めていきますよという会議体なのかどうなのかということをはっきりしてもらいたいという意味で、大阪都構想の対案と位置付けるべきだと言ったわけであって、言葉にはこだわっておりません。「対案」という言葉でなくてもいいんです。

ただ、あの会議の目的に、ちゃんと大阪都構想の住民投票議論でさんざん議論していたように、大阪の二重行政の解消の問題をきちっと大阪会議で解決していきますということがちゃんと謳われればいいという趣旨で、まず第1回目は発言をしました。そして二重行政の解消の話をきちっとやっていこうと思ったときに、花谷委員は会長に権限を与えれば横暴になる、会長の独断専行になる、これは維新の会の会長だからです。自民党の会長だったら何も心配ないと思うんです。ただ、逆に僕らからすると、8条4項の本体会議での多数決になると、今度は自民党や民主党、公明党の皆さんが多数を持ったときには、これ維新から見れば多数の横暴になるわけです。だから、もう多数の横暴をやめようという花谷委員から見れば、会長に権限を与えるというのは多数の横暴になる、これ維新の会の会長だから。僕らから見て8条4項のあの多数決になると、維新が少数だから多数の横暴になる。この議論を延々やってもしょうがないので、決めるんなら、本体会議のところでみんなで話し合って、全員一致でやるしかないんですよ。だから、それをやりましょうと。

だから、ここでただし書きを入れるということは、自民党、民主党、公明党、共産党が多数を持っているから多数で決めたいというだけです。我々会長の方というのは、だから、そういうことはやめて、本体会議でも協議しましょうと、議題の協議しましょうよ、こんなところで議論するんじゃないくて。もう早く進めましょうよ。

僕らも花谷委員がこのただし書きの方を、花谷委員というか自民党、民主党、公明党、共産党のほうが、そのほか堺の他会派の皆さんがただし書きのところを一旦おろすというんだったら、僕も会長の議事整理権おろします。話し合いでやりましょうと、もうおろしますから。お互いにまずおろして、休戦協定しましょうよ。それで議題に入りましょうよ。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

先ほどその点を聞いたかったです。全員一致で前に進めましょうと。全員一致で前に

進めることは大賛成です、議題の選定についてもね。ただ、出口はそれぞれの団体で異論があるでしょう。だから、我々としたら、市長もそうかも分かりませんが、我々も不信感があります。同じように維新以外から会長が出てきたら、皆さん方が不信感があつたかと思います。だから、先ほど市長がただし書き以降は棚に上げて次回をやりましょうとおっしゃった意味合いをもう一度聞かせてほしい。我々はただし書きを入れたまま第1回やって、それでもどうしてもあかんかったら、もう一回このただし書きを考えましょうということもありかなと思ったんですけれども、そこはちょっと一度聞かせてください。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そんなもの、規約で明示したらそれが全てになるじゃないですか。もうそれで押し切られるわけです。だから、棚に上げるというのは書かないということです。

(花谷委員)

書かないということはどういうことですか。

(橋下委員)

だから、このただし書きを書かずに……

(花谷委員)

いや、棚に上げて、今後またさらに盛り込むこともあるということですか。

(橋下委員)

いや、だからそれはみんなでまた議論して、そういうことが成立すれば盛り込んだらいいんじゃないですか。

(花谷委員)

だから、逆もあるんじゃないですか。

(橋下委員)

どういうことですか。

(花谷委員)

だから、一度、元々会長が汗かいてくれはったたたき台でこのままいって、あかんかったらそのただし書きを抜いたらいいんじゃないかということ。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

逆です。書いてしまったら今度はうんと言わない限り消えないじゃないですか。消えている状況だったら今度は全員がうんと言わない限りは書き込まれないので、お互いにまず棚に上げるということは、書き込まないで何もない状態にしておかないと、これ一旦書き込まれたらそのまま進められてしまうわけですから、全員一致でないとこれは消すこともできないんですからね。多数決で多数を取らないと。

だから、これは議題をまず進めましょう。大阪会議で話を前に進めるために、議事整理権についてこれはお互いの立場で、お互いどっちかが多数でどっちかが少数なんですから延々この議論をやらざるを得ない。大阪会議は、これ決定の方法は本体会議に持っていったらこれ決まりません、第1回目みたいに。これ持っていったら全部否決になるんです。そしたらもうそんな不毛な、そんな時間の消費はやめて、一旦このただし書きのところは外しておいた上で、どっちにしろこれ協議で決めなきゃいけないんですから、多数決で決まらないんですから、本体会議で。それだったらもう協議で決めざるを得ない、これが大阪会議ですよ。全員一致で。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

今ちょうど橋下委員が言われたように、もうこのただし書きのところと議事整理権については、一応会長了解のもとで1回、今の意見で前に進めて、全会一致で、全員協議の中で前に進めなきゃいけないんですから、一旦そういうことを整理していただいて、前に進めるということで全会一致を原則として、これはただし書きも、まとまらないということ的前提にただし書きとして書いてあるわけですから、まとめるということ的前提とした上で進めるということで、いかがでしょうか。

(今井会長)

浅田委員。

(浅田委員)

僕、林先生、「ただし」以下を取るとおっしゃっているんだったらそれでいいです。

(今井会長)

どうぞ、橋下委員。

(橋下委員)

これは取るということ……

(花谷委員)

取らへんね。

(橋下委員)

取るということですよ。

(林委員)

それで、その上で全会一致で、この議事整理権についても……

(花谷委員)

あるもないも一緒じゃない。

(橋下委員)

いや、だから、それはあるかないかは大きな違いなので、まずは文言は、それは全然違います。

(林委員)

でないと前に進まない、この代表者会議の中にでも結論が出ないわけですから。

(花谷委員)

全員一致しかやらへんかったら、「ただし」あってもいいじゃん。

(林委員)

花谷委員、それは、これを平行線で、平行線やから前に進まないわけやから。

(竹山委員)

会長の思いはどっちですもん、たたき台出した。

(橋下委員)

ただし書き抜いてやりましょう。

(大毛委員)

ただし書きがあるがゆえにここまで議論になっているんで、会長がただし書きを入れたという真意は何なの。そこをしっかりと。

(今井会長)

申し上げます。まずこれ、大阪会議の議事進行に当たっては、この代表者会議の設置要項がなかったとしても、条例第7条第3項で、会長は、大阪会議の議長となり、議事を整理すると規定されているということやから、当然会長の議事整理権に基づいて会議を運営するものと考えておるわけです。これは1点です。

2点目に、例えば議題の選定、議題の協議順位、議題の協議方法以外に、会長の議事整

理権は何があるかということ、その根拠は、地方自治法第104条で、議長の議事整理に関することが規定されているということと、その逐条の解説を見ると、会議の宣告、議事日程の決定、議題の朗読、提案理由説明、委員長報告、質疑、討論、採決というように、順序よく議事を運ぶのも議長の職責とされているわけです。だから、したがって、発言の許可、発言の制止、表決方法の決定なども会長の議事整理権の範囲内というふうに考えられているので、それに基づいて全会一致で進められるものというふうに解釈しています。

(大毛委員)

ただし書きが入っているのは。

(今井会長)

ただし書きはもう要らないと思う。

(大毛委員)

最初から要らないということですか。

(今井会長)

だから、これはあくまでも事務方中心にやったんやけど、たたき台というのはそこにあるわけですよ。みんなの意見を聞いて自分の独断でできないということ。

(橋下委員)

ですから、前に進めるためには、いずれにせよこの議事整理権の問題を延々繰り返してもしようがありませんから、お互いに休戦と。規程を残したまま休戦は休戦になりませんので、それはやりようによってはこの規程で推し進められますから、まずはこの会議の進め方のただし書き、それから取りまとめのところについてのまた条例第8条4項に基づき会議で決するというこの言葉、それから代表者会議のところでの第6条のただし書き、一旦この文言をまず落として、規約をまとめて前へ進めましょうよ。全員一致でやるしかないんですから、これ。この多数決の話を持ち出さずにですよ。延々議論、またこれすら決まらないんですよ、本体会議に行つて。だから、まずはこれを外して、議題の選定に移りましょうよ。今日やりましょうよ。あともう20分ぐらいしかないんですから。

(竹山委員)

会長の思いは今、たたき台のただし書きを外して、規程は第2条そのまま全部生かしておくということですね。代表者会議設置規程の第2条はそのまま生かしておくことですね。そうですね。役割のところ。そういうことですね。

(今井会長)

これ、そのままです。

(竹山委員)

そのままですね。

(橋下委員)

代表者規程の6条のただし書き、それから会議運営については会議の進め方のただし書き、議題の取扱いについての丸の4番目の条例8条4項、これを外してもらって進めましょうよ。議事整理権がどっちにあるかの話、これやっても延々何も進まないんで。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

これ事務局がたたき台として、変な話、たたきとして考えられたことですから、提案者側の意見でもないわけですので、それで先ほど、冒頭から話があったように、会長の見解として聞いたわけですので、今会長の最終的な判断で、私は会議を進めるためには、この件について前に進めると、全会一致が基本だということを前提に、この代表者会議も次からきちっと代表者会議で協議をして選定、それぞれの項目を決めるというのがこの代表者会議の位置付けやと思っていますので、まずそれを決めてください。もう決めましょう。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(橋下委員)

そしたら、僕は本体の方は全会一致でいいんですけども、この本体に上げるためには、それも代表者会議で全会一致にしますか。

(花谷委員)

どういうことですか。

(橋下委員)

だから、本体の全会一致に付するために、ここで全会一致にしないと本体の全会一致も決められないということになってしまうじゃないですか。だから、ここは何かしらの一定ルール、花谷委員も本体会議に上げたいこともあるだろうし、僕もあるだろうし、本体に上げるのも全会一致です。この代表者会議も全会一致にするのか。本体は全会一致でいいんですよ。だから、今言っている話は、本体は全会一致で決めるということです。

(花谷委員)

いや、違うじゃないですか。

(橋下委員)

議題の中身じゃなくて運営方法についてね。

(花谷委員)

議事整理権は全会一致でしょう。

(橋下委員)

それは本体の方の全会一致で決めるわけじゃないですか、どの順序でやるかというのはね。僕らは、例えば具体例でいくと、大学の統合と水道の統合からやりたいというふうに言うじゃないですか。でもこの場で、いや、それは違うとか順番が違うという話になったら、それすら本体の方に上げられないのかですよ、順序について。

(花谷委員)

そういうことじゃないですか。

(橋下委員)

いや、だから、全会一致で。一旦上げてそれで全会一致に付するということはできないんですか。

(花谷委員)

次の会議のイメージですよ。僕のイメージと市長のイメージが違ったらごめんなさいね。僕のイメージは、次は議題の説明をしたらいいと思います。それぞれ知事、市長、堺市長……

(橋下委員)

ここで。

(花谷委員)

いやいや、ここじゃないです。本体会議で、議題のね、我々議員からあるのも全部提案したらいいと思います。その後、本来であれば、また再度代表者会議をしていただいて、議題の順位を決めたり協議の仕方を決めたりするというイメージです。ここでもし決まらなければ、本会議で決めたらいいと思っていました。だから、例えば意見が2つに分かれたら、ここで代表者会議で決まらなければ、意見が2つに分かれたら本会議に持って行って、どちらか取るのか、両方ともだめなのか、両方ともいけるのか、それは諮らないと分からないという思いでした。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

今の話も代表者会議の話も、できるだけ全会一致が私はベストやと思います、ベターと思います。ですから、この代表者会議でまとまらないということについては、いつ行って

もまとまらないと思いますので、ここでできるだけまとめていくというのが大原則で、そういった意味で先ほどの議論を整理すると、全会一致ということは、私はあくまでも基本だと思います。前に進めるためにはそれしかないと思います。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

全会一致で、もうそういうのをおっしゃっていただいたらそれでいいんですけども、僕は議員の仕事をやったことがないので、ちょっと確認させてもらっているんですけども、ここで話をしてまとまらなくても、場合によってはみんなが集まったところで議論をやることによって、まとまるかどうかは分からないけれども、本体会議でのほうの議論をきちんと公に見せるということも必要なかなと思ったんです。だから、ただここでまとまらなければ、もう本体会議の方に上げて意味がないというのであれば、ここでも全会一致というふうにするのはもうそれで……。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

それが今まで、過去の会議の中で決まらないものは本会議で多数決で決めたらええやないかという、そういう流れになっていたわけですから、それをやはりきちっと整理するために、まず全会一致という原則で、代表者会議でも決めましょうと、その上で本会議の方に持っていったらスムーズに進行できると、提案もできるという流れだというふうに認識しています。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

じゃ、条例の本則に書いてある8条4項、これはどう理解したらいいですか。

(橋下委員)

それはだから議題の中身ですよ。さっき言ったように、憲法でも56条で議事というふうに言っていますけれども、議事の多数決と、それから会議運営の方法というのは、これは明確に分けていますから、条例上は議事になっていますよね。だから、これは議題の中身、これはもう8条4項で決めたらいいんです。だから、今言っているのは会議の運営について、順番だったり順序だったり、そういうことなので、これは8条4項の多数決じゃなくて全会一致で決めていくと。

(今井会長)

花谷委員。

(花谷委員)

話を蒸し返すつもりはありません。確認なんですけれども、我々は出口はそれでいいじゃないかと言うてきました。それぞれの議題について、各団体で過半数、ちぐはぐがあったらだめだという、そういう意味で皆さん方からご指摘をいただいて変えたものです。

前回、再議で廃案になってしまいましたけれども、その他、協議のルールは全体の過半数で決めていくべき、もしくは今おっしゃっているように全会一致。全会一致が一番望ましいわけですよ、会議のルールなんていうのは。でも決しなかった場合、この8条の4項の採決方法じゃなくて30人の過半数でと言ってきたわけですから、本当にこれが議題の出口に、もしくはそれに類推するところ、8条の4項で、これから何が出てくるか分かりません。そのときに8条4項を無視するような議論の進め方がないようにだけちょっとお願いをして、それを皆さん、共通理解していただけるのであれば。

(今井会長)

橋下委員。

(橋下委員)

無視も何も全会一致なんですから、それは花谷委員が多数決だとか急に变なことを言ったので、8条4項や各団体の過半数なのに、急にあの大阪会議の中の多数決をやろうと、自分たちが多数を取れるという前提で、急に多数決をやろうとか变なことを言うからおかしくなったんですよ。だから議事整理については、我々は以前から会長が議事整理権を持っていると言っていた、花谷委員は違うと言っていた、そうであれば全会一致でやっていたらこれはよかったです。にもかかわらず多数決だ多数決だと言うからおかしくなってしまったんです。だから、もう多数決の横暴を認めないということであれば全会一致で。

(花谷委員)

僕は結構です。

(今井会長)

ほか、どうですか。

(浅田委員)

進め方の「ただし」以下を取るということでもいいんでしょうか。

(花谷委員)

そこには、だから「全会一致」という文字を加えてください。

(橋下委員)

それは、代表者会議の規程もそうですよね。

(花谷委員)

いやいや、代表者会議の規程のところだけですよ。

(橋下委員)

いや、会議の進め方もですよ。

(花谷委員)

いや、会議の進め方は違う。代表者会議……

(木下副会長)

会議の進め方は削るんでしょう。なくすとおっしゃっていたじゃないですか。

(橋下委員)

別になくして、なくすだけで……

(木下副会長)

それで、たたき台の方の会議の進め方の「ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき会議で決する」という部分については削除するというので、橋下委員がおっしゃったんやけれども、それでいいわけですね。

(橋下委員)

僕はそれでいいです。

(木下副会長)

ほかの先生方もそれでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(木下副会長)

ただし、こっち側の代表者会議設置規程の方の第6条には、「会議の議事は、構成員の意見を聴いて、会長が取りまとめる。ただし、議事がまとまらないときは」云々ということについては、全会一致を原則とするというふうに差しかえるということでもいいですか。

(橋下委員)

そのときの全会一致は、繰り返しになりますけれども、代表者会議の全会一致なのか…
…

(木下副会長)

これ、代表者会議の規程のペーパーの第6条ですから、だから「会議の議事は、構成員の意見を聴いて、会長が取りまとめる。ただし、議事がまとまらないときは」、いわゆる代表者会議の規程ですから全会一致を原則とするということで、それでいいですか。

(今井会長)

今副会長の方で話を提案してもらったんですけども、今言っているのは代表者会議の設置規程についてのところです。そのところについての第6条です。第6条の議事決定のところを「会議の議事は、構成員の意見を聴いて、全会一致で取りまとめる」ということになります。この部分の修正、全会一致で取りまとめるということになります。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(今井会長)

次に、大阪戦略調整会議の運営についてのたたき台のところですが、会議の進め方の3段目で「ただし、議事がまとまらないときは、条例第8条第4項に基づき会議で決する」、これを取ると、削除ということになります。

これでご確認できましたか。

(「はい」の声あり)

(木下副会長)

市長、その下の取りまとめのところはいいんですか。

(橋下委員)

いいです。もうそこまで言うと混乱してしまうので。

(竹山委員)

議題の取扱いのところ、「必要がある場合」のこれを取るんですか。たたき台の議題の取扱いの丸の……

(橋下委員)

もうこれいいです。「会議としての方向性を取りまとめて確認することとし、必要がある場合には」。

1点、会議の運営について、前回の維新以外の会派と竹山市長に対して意見を述べさせてもらいたいんですけども、会議の欠席というのは……

(花谷委員)

まだ議題ありますよ。まだあと2、3あります。

(橋下委員)

でも、いや、運営なので、運営方法について。会議の欠席は、これ絶対やめてもらわないと、これ無意味になってしまうので、理由があるにしても、それは会議に出てきて理由を言ってもらわないと、それすら会長の招集権を無視することになるじゃないですか。それは今後も竹山市長や自民党や公明党や共産党の皆さん、他会派の皆さんは、自分たちに何か都合が悪いことになれば、これは欠席というのはやるんですか。

(今井会長)

竹山委員。

(竹山委員)

いや、違いますよ。あのときは、事前会議なり代表者会議をせよと言うているのに、その手続さえせずに、会長が時間も定めずに13日と決めてきた。それに対して、そういうふうな議論が、真っ当な議論ができないでしょうということ言うたんです。今回初めて、今日やることについて会長から私に電話があって、こういうことでやらせていただきたいと言ったんです。そういうことです。むやみに欠席……

(橋下委員)

いかなる理由があっても、そんなことを言い出したら、そしたら我々だってそういう理由がいろいろ出るわけですよ。それを、そういう理由を公の、これはみんなメディア、フルオープンで大阪会議をやるわけですから、今みたいな理由を表で言ったらいいじゃないですか。

(竹山委員)

言いましたよ、前日に。

(橋下委員)

前日じゃなくて会議体の場で。それはそれぞれの記者会見とか単独の説明で、大阪会議を欠席するということができるのであれば、これはもう会議として成り立たないですよ。だから、どんな理由があっても、それは大阪会議に出てきて、きちっとそこで説明するという事はやっぱりこれは確認しないと、会議は成り立たないと思います。

(今井会長)

林委員。

(林委員)

先ほどの発言の中で、公明党は出席しましたから、これは間違いです。

(橋下委員)

ごめんなさい。公明党、ごめんなさい。失礼しました。ごめんなさい。これは間違いま

した。すみません。

(今井会長)

すみません。時間が予定の時間をオーバーしています。したがって、本日の準備会議は、ここで一旦暫時休憩することとして、再開は来週28日月曜日の午前9時30分から、この後の準備会議を引き続き再開をさせていただきたいと思います。したがって、それに伴い第3回の会議の開始時間を若干遅らせることとなると思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これで本日の準備会議を終了したいと思います。

特段何かあれば。

(松井委員)

次回議題を決めるんですね。

(今井会長)

次の準備会議については議題を決めていきたいと、こう思っております。

(松井委員)

だから第3回はその議題を本会議で議論するということですね。

(今井会長)

はい、それを前提に進めさせていただきます。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(今井会長)

それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。